

3

20

JAPAN

10

2m

9

1

8

7

6

5

4

3

2

1

特別

14

1919

166

# 雅俗相上下書

御至福大保勅の意を宣せ奉る文を御讀み附す  
之に為めに此を題武者ニ龍也  
漢書文庫本也  
西園寺の白山主義説教一人入

○前月執事の走馬山中、口外の山をといひまた  
す。実の訣を得て、と謂ふを得ず、あはれの山  
かと思ひ、とて、地図をもつて、山をさるるを  
さうすまると論じ、古来支那画の様に、筆を用い  
未だ皴法のほどなく、方角のよ術と取られ  
てしらずとも、これを改め、して後代に、其の後高  
島得三の著しむる、穿山要訣と號する一書を残  
す。著者を怜る、余が金田一のすと論じ、且つ  
著者を本多の西洋法の風景と云ふ。

實心乳を角に描きし、地質の如きは四  
つとも既に施し候。筆の落す處を地質  
と見ゆる所を画してあるが、此の人の如  
きを得て不思議な物山の画の言葉を有せば  
既一步を進むるを得ん。數々左を追ひ右を  
走り、偏の如きをもども拾ひ集めちまつけて  
御前記を教示する。

一 東野の如き色を拂くを皴法を以て  
骨筋を主とし、皴法と云ふを山峰坡  
石の輪廓とし、又は其凹凸の際  
をあらわすもの云々は山峰石塊の累

留之又を崩壊し難む形狀を定さん。うゐ  
めニモ一寸もそのへん固らし自然界の  
觀象を心得てゐるが、今ちる支那画  
の指掌にて、皴法の危うさを察  
一 披麻皴 二 荷葉皴  
三 簾頭皴 四 折帶皴  
五 斧劈皴 六 解索皴  
七 雲皴皴 八 亂柴皴  
九 亂麻皴 十 芝麻皴  
土 雨點皴 十一 弹渦皴  
圭 牛毛皴 十二 骨體皴

五 鬼皮皴

六 馬牙皴

右の外ニ二の皴法あるも略々  
宣山画法の著者と之れを以て曰く  
ホ一披麻皴又長披麻絃披麻の別名も此皴  
は圓渾する山峯ある不規の凸凹の筋彌々  
あるがゆゑ用ひよどきは一族の陰影と之  
似たりともてゆべからぬも立すて陰影此皴也  
ちも山画法の二の主キテの竹皴と自ら  
の如無し生ずるに至りサクの荷葉皴也  
解るオホ山峰と以て用ひよどき折帶  
皴斧加筆を山峯石流等の用ひし又

後づ近勢を重き書画の題でキヤウ皴法半  
リ其古不曉之ノ用ひきらうと山峰を心  
するもセシム也又曰く支那派の書画  
も往々不皴と以て山皴と泥皴と云ふ  
不を書きたくへ山を以て其大さによつて之の意  
惟するのみ是其少いと解ヒヨモの誤  
也と云ふと

皴法もと支那の故の國画傳出づ後世山あ  
を畫くもの以て之を則り然てその故の國  
画傳出する所の多くを支那の移行り主ひか  
係已法を求める事多きん、支那の主ひし

地よりあらまよと別々效ひと効年すよ要  
ちよと論を俟てよへし、うりての山をか  
て能よすと火山の動きよと死年ても  
よきよと、今く支那、  
おこえあらわせ、れいはせの軋國ス局よ  
風景を空すく、りよ西よ、猶お、キトと  
以てえどもす、アリ、安らのとよもんじ  
獨特の風景を能うむ、西風狂は  
支那を度み、故も、あらや、仰ぐの役  
れう故に、拘泥し、我、物狂ひ奴風  
墨を没印、中は個の画軸を一々廊

さるは西の地とすの今、す山雲波の

若葉

上 支那の西を火山と見え、あらわす  
あらわき故にと段けず、モヤ西よも是す  
のゆゑ、能く新效ひ創生のみすす  
已、火山の能くは、すが、も後之んう揚  
て温ぬきよきすが、も、鳥のめきあ  
リ、雄技瑰輝、之んとゆんて、博心異怖  
の念を生むして、も、あらむ、ひそ跡山  
やまとし、怪異へまつて、波島、めのるふ  
く、内津、すは平蹄山のめく其處

化物とくに次やう是等火山の壯觀を助く  
湖海の周従、密岫の環抱を以てす、  
風景はよきものとぞと云ふと若しも得んや  
併り是を其令和るゝれどもが寛ぐるも  
矣（高水の一處に登臨して試らるる所）  
其一より又於て言ふ所の如材料を得  
シ即ち新舊噴火の内而之を断  
望の峰主性炭の馬毛をあしらひ喷火の  
独勝をあし、火口湖或は匯水湖の  
続而津梁と激しくあざと之ゆうかう  
か雪のあらう堆積する所と云ふ所

の度の出没をもと琪草踏尾の鑿か  
錦を鋪くとは是乎奇觀の我邦西山  
の有する所より其をしゆきもすと遺憾  
と謂ふべし

火口湖・根室摩周湖・陸奥恐山湖・同  
十和田湖・般若池・五色沼・岩花  
老女の山・楠木山・猪俣岳・雄山・同  
上野・椿森山・伊勢保治・同・白石山・火  
口湖・加賀白山千嵐池・元深乗鞍  
鳴大池・代号御岳・大山湖・相模原  
桜山・芦湖・日向西務鳴山中の六湖

の数

滙水湖 ハ火山の周囲を中間、或は火  
山岩と他の岩質の山岳との間に生ずる  
湖 深瀬大沼 苫葉湖 烟花猪苗  
代湖 下野中伴寺湖 上田尾瀬  
湖 甲斐市山越の山や川口、  
西精進、本栖の立湖 行德湖 佐久湖  
の数

火山上琪草珍石の多きは白山、八岳、  
カツ代本め比半郡のある山などへ

以上を單に火山の名を論じてゐるが我が  
國は火山の種類を挙げても何でも皆火山  
岩の構成であるかといふと必ず仰天する  
に能くまほ左の二種と云  
一 網灰岩 火山とも噴出もし灰、砂、急  
火山岩の断片灰、砂と混じて集塊岩  
とすらある  
ニ 玄武岩 望遠鏡で見る氣味を五角の  
柱状柱状石印状の節理をもつて  
森の山の多くを占めるよ西山、南アル  
カシシキ山の巣山ありとひどい東小笠山

寒露汎のんあると軒轅さまもるは是等  
品評とえ未支山流のほん西山が聞かせし  
もとを本邦今朝も尚すとす御手とくと女  
芭を抜きとくとく形すぬとく多々一奇  
と謂ふべきも右ニキラノシ多々一奇  
あらとすとくとく是とく、今此奇觀の半因  
を後ひんとぞと灰砂石塊茅の泥濘、  
重車厚底不田の輪も化の車輪にし  
其貨脆轆轤、輪々雨の侵蝕する所と  
てうとおとおとおとおとおとおとおとおと  
怜れ度鬼の巨瓜を以て山面を引搖き

似て故の外の跡残す地層を切  
は構りやすと壁のこととく力もすり而し  
北上層彷徨て下層脚腕とし且其れ  
壁の附よる處もとぎり壁のやう漸々  
壊れしう進みゆつと多くある(ぬ蓋  
不門の数)是も山の高いあう是が其  
蓋を擇する者ねめしもきも未だ傳  
承りぬと見えまよるは一と書(山の  
山の高いあう是が其蓋を擇する者ね  
生因とを教わらずか其擇の被いを以て  
之れよち因せし因とすればあくと

玄武岩の柱状と云ふ者を觀はるゝ所  
花園の大門を推しオニヒ似馬皇周  
附近の玄武洞(玄武洞)と名づけられ  
の如きのものゝ名づけたる者也。然  
御用代のセ金、もつ大津郡の信峰が  
そよ是より植えを爲す萬條の木ねに  
或立主、或立持科。其ノ倒れとて  
ちとサク森雨を乞ふと之を立體に累  
黒毛スヌ生シテシ是を畫る一場  
の傳焉する者(傳)。火山ノ氣も不敷  
乎柱物を立てるより多く之をあらむ。

同下に至る入石門岩窟(石門)改ヘ其  
の生因を尋ねと實例これを示せん  
石門岩窟の寺地を山の畫面ア一粒の石  
記を跡すよりは舊いを知るべく  
各に跡すつき其不致と云ふべし是  
宣惠画院の一つを畫くある。綠門狀を  
立てるのみとは二十世紀の許さり少  
とす

不つ岩窟(石門)の生因を示  
一其不灰岩を事とすを以て其地の  
外風の多く岩雨と侵蝕溶解せん

至る絶大の立石を生むる因に即ち左の數

一 長門美禱郡秋吉村瀧穴の奇觀も美し

本邦第一焉

一 備後奴可郡幸釋村の鬼橋

一 武南秋文郡影森村の胎内溝

一下野下都郡都留村の猿窟

一 備中河多郡水野村の鏡乳穴

一 伊予上浮穴郡小原村の宿便洞

ニ 女火山岩は其のものは改名はなし

め義山のふつまど其の一例也又市士山の

脚林庵は人穴と称すもニミテあり是が

東標原

ハ 烏岩中の水茎氣の放出は因て生ず  
りよ

三 湯氣の沈滅おひび破後也

テのまゝ行ぬ南安田雲郡白骨溫

氣の不持のゆきりとす

四 游水の湯の水氣は化く

〇つゝも派々々の集まつて、すむじとあひて用  
度式の御出でるうりかひあつてしんゆを問  
考を附てておる。じろくの賤測う起て、國  
之の多く自家の御定め、恒例を破つての  
いあつて、あるがゆのうづきは、國事の聯  
合を被棄する術ひあつて、きくらば一方  
死ぬか、此の御、東金玉露西とち候。福利と  
破つておる。これよりは、おもに運びすりてあ  
らうとお送りぢまい、又左をもくもくと  
おもねり事ひあつたと聞あつてお送りある  
も、お何れかひあつても、宮下へおきく爲頃

○遠近あらわづ、うんのひ満て、临焉の傍  
あらわす九星を、済てのれりを盡す。うふ  
とまうて、今お書りつむくとめく  
近り、まうてのとおもす。九星、うつ、書り  
出でて、たりとよひ、うそて、うそておめひあ  
うそてあらわづ、うんをもくふる解能  
ひあらわづ、うんをもく解能。書うつて、書  
を得て、うそて、うんをい

○内閣、政近全国を防害し、其の城、ま  
都を失てると防えんとする方策、改め候を施  
一、つてあらわすや、沙門を開院式の勅詔

とすを乞ひておれし、内閣總務事務を可決し  
たる、これもさへは建太の御の大手附で  
、甚だ心地よい御心の保たんことをせます  
。まことに内閣豫備の主計を加わる  
き未だ乞ひしときこととくと、取次をも  
そ又うとも實体と修勅上奏也、実在也  
の事、御坐りて満場の可決するところとす  
。内閣の御承認仰ぐべき也、此にとどむ十二  
月廿日開院式の如き、底の御心をぞえんと  
あらう。

奉答文

東林原

恭々惟々

車駕親臨して茲ニ十九回帝國議会開院の  
盛式を舉け優渥を賜ふ、臣等感激

激の至り極べ

今や四連の興隆洵に千歳の一遇を當ふ富士  
閣臣の施設之伴、内政は補綻を書ヒ  
一外文は極立を失し、臣等をして憂憲  
措く能ハセリ、も仰き承くは聖鑑を  
無んゆんことを臣等協賛の任ヲ在己慎  
重審議以て上陛下の聖旨を從へ奉り下  
國民の依托を酬いんことを期す衆深浅

議長臣河野廣忠誠恐誠惶謹て奏す

○此は朝鮮り亡余客而範良を榜殺して刺  
客を一向説く人ありあればか、禹と殺さし  
二者。○七月後ス在まおもろひ、ミルミ詫  
れとテウムを論韓廷の大臣ひあ、そこひ  
一問既の起よまと此の政攻あると韓廷の大臣  
を日下の圓山を以て立し得るう云と云  
ふすひよりて、昔開基王問既う個換  
主て未もと立つゝ而あらひ、法律家の一  
設じも、數文のすまを立説し得るば、  
毛を論罰すこと、う出来、只に恨ふと

は朝鮮の本主代するもの樹間が朝鮮  
ノ具ハつてこそういすむ、充分の主權を乞  
來まことえキヨシヤ、才をもひておえ  
ゆめんが一つ弊友ともむし韓廷大臣の  
あも枝をもとめう。染草の葉  
腰を挙ぐのを一目ひもく

○西國寺院う佛をもて、おもそくせん  
てゆつてあると漏れ、民情向や自由論  
を唱へたことをもひ準備う枝をもじ  
東洋自由をもひとておもく誰かひひ  
をもあきらか朝延ども西國寺も論をひど

忌み、徳大寺す。うなぎのそばあを以て之えんと  
老ハシ鎮持しにとふことと危むるといふ  
いひあるが、二三のあち此の説より多くて、西  
國寺と鈴持しにゆきのをくま。俗自らが、い  
て、さうして徳大寺とのキヌをおいといの  
い、故に大師は鈴持方を表すといひ。俗も  
う其術もあつてむかうる。これと全の如  
きを耳ますまゐりあり、未余よあつても、  
くせのまへとひづれをもつて抱めしゆふ  
えど、今後は俗う西國寺とお論の大船  
を存り。

俗西國寺す。あつてゆくと佛立西も高  
きそのせ和論自内記を失ふ。唱方せら  
可らず。傳説うべと北の聖也と我帝國よ  
立行さんとす。手、元し喜よ立行するの  
意あると至るも又力あらず。今ん不有ふ  
了と是もアの志を助けん。敢て聞ふ全  
聞え格也と志をゆくすもあらず。あらず  
又之を行ふと多き事多きへうれしや。めぐ  
くも生るる行はれども行す。往の邊方  
の邊方と云ふと西國寺のくあれ因縁  
か年。屹比室をあゆまよあらざる也。

ええと唱へて已まうんば自ら同あひ  
生らる、資力もあつとと氣を絶えず、餘  
候賀ニスリとうけられども性徳をまけ  
くえ、此の點をすまは國印こうさんをそふ、大  
陽帝を北を得しレスマシメテと御基術  
ス論して、黒じしアの言のせんば公の祀  
ある実現せしものと至し因難さん、且  
つ々の祀事をうむと實行せんとする所し  
も大いに教ゆをまゐる所ある。併しこそ  
モヨリ佛業西の政論を考へておもひ敗故  
の歎惋へらうまつて一往の政論をも佛が東

やう於てこそ幼い祀事と實現するのよ  
あらん我圓み死廟を決して彼んと  
用ひようも、既て圓内の圓じきと求め  
は寧ろ芳圓と我んと似てよもよも  
と依て立憲帝の圓体とあらんば我  
圓を造セヤることを諭トとす事とすも然  
し佛を立廟の政論を主張せること、又  
か

てすこまく定まつ様すとえりう其の一班より、  
係しきつゝレヤレホア役あのことくお仕  
りとやレ部内ホオを塗る爪脚は紅を塗つ  
あれ、弟う仕及と大半がハルヒシスラ  
ヒテモ西アトヨのミヒツモ玄ホムシテスラ  
ミヒテ、西画キモウカイサキホムモホム、其事  
モヒ侵うる様子だ

○此次農科院の地助教授を拉ねて  
上の大學が元をそし、とある。之に付  
えゝやまと植栽の講義修業もろんも勤  
めと同一じく精虫の作用を覺ることをも乙

レニキと云ふ、えんきれことをひづれあし  
い事とまつあはすえゝやと植  
〇日本の國も彼等を誇るゝを滿足のみ年  
クキを演へてとどまつぬ、ぬるる如の文季  
の國へ、上空の國も彼等を誇つて、トキまで二十  
餘年せざとほひきのよ、早矢浦も又をも  
ひつてそぞらう、船もまくらの位だ、全ふ  
よ揃ゆふそぞらひてのをもあらゆる日々  
あらうむにちすら、ひあらうが、また今とそぞらひ  
まへると、昌平此處の跡が圓もとでせんこ  
とかあらわが、湖もみえまの國への昌平此

詔へ御つてゐあつたつゝ、昌平坂學問の、うはま  
、祐さん江のひあつたり、勝るるもひよくさう  
くもひゆひある、何うも／＼あひによよひて  
ひうと思つてそくめ、と利のよき地のゆ満  
まえをのち廢う勅てそくむ御やく記  
賸を新ひすることが出来た。

(蜀墨)朝廷の幕ある代より政を起らせて、  
後立年(昭和三十)、と湯鳴る文部省の博物  
館にて書院を創設し士民とも収集羣書  
の供養とせざらること、とて多く手書きの  
大成扇の西側に、藩主の中央より幕あるよどい  
31

詔を下すてその漢も和字漢語その間も互  
乎然の區も、ひい聞耳不のせすもと海に  
其の左の入側を備後高さえて西の入側を車  
路として書冊修復取扱と様して有志の者  
々領うち民の需よ應ひてあり報いがくとタ  
リのものとみとれり、不属外に左  
の者をうちとてし候まゝ出しけり備後守の  
スへふこととぞとく(倒)ても官本を一日二  
二郎以上を備後すことを許さんすが夫とえの  
めにじあことと得たるもえ准を得たば  
仕事と相ふく事ととげひ難( あひ難 )

己ニ即ム申シ甲は子復ある者ニ乞フニ付  
キ稀世ノ事、乙は加多の往來の事もとの日又  
代々ノきつる事の多くテ甲部の傍邊ニ在  
リモトメ日次下三十九、一月五十六乙卯、  
左ノミシキナリ以テナタニ、一月二十九、ア  
リ傍邊料を納ム、本紀、

此年はあらゆのリに谷ニモ傍邊不す、而高  
ス全仰セテ、是事無、彼日からヤヌ、猶轉す  
ベキ能ニ、さきとむて、往前の津事、ナニモレ  
又ヨリ以テ、(昭和七年)スチ、無、彼日をもて地  
方宣令派セテ、アリニシト、シテ、ヨリナリ、ハ、湯印

之志未、廬中ハ、考證とぬ、ア、湯側の立廬  
ヲ、ナ、移モ、解、、わ、ニ、株、の、木、垂、ニ、脣、接、の  
併、急、モ、と、ま、モ、と、あ、子、又、木、と、改、め、シ、湯、印  
文、未、ア、印、ヒ、ヒ、生、ア、シ、モ、之、モ、免、ホ、持、シ、印、  
銅、鑄、ミ、三、條、實、美、の、ち、ア、モ、ソ、カ、ル、  
更、ア、モ、ア、新、傍、邊、取、別、モ、布、レ、モ、公、衆、  
併、急、モ、解、ア、シ、モ、之、モ、湯、鴻、ヒ、シ、鷹、撲、ア、  
當、シ、拂、急、モ、ア、其、ア、シ、モ、之、モ、衆、衆、ア、後、ア、  
代、也、ア、シ、幕、事、の、あ、シ、モ、大、成、取、ア、  
里、ト、ア、年、二、月、八、月、の、丁、祭、ア、キ、シ、  
バ、御、マ、シ、ト、モ、得、ア、ル、儒、表、の、レ、テ、ア、モ、壯

井處の聖處をひ頬薄思孟の四折り像を  
合龍在の事もあらかとせよ御子のせん庫中は  
投へせんりしとえ印有も大成殿、開  
れど教育は相破るのち、そぞ保條のあ  
たとて書院をもとして之を正印せんこと  
を承めんといふ。齋は後く一ヶ月、而して

東林院

8 文庫は、上野公園に博物館の新設功を竣するまで、

依然として、こゝに書籍の縦覽を續けられたり、

淺草文庫の借覽所の結構は、樓上を公私各別の借覽室に充て、樓下を事務室及び喫飯所となし、樓上には猶別に繪畫室の設あり、こゝは主として、局員をして古書卷などを謄寫せしむる用に充てられたる所なり、當時此の文庫の私用借覽人は、多きも一日二三十人以上のことなく、少なきときは、十人以下五六人に止まりて、借覽料は、一人一日壹錢にして、三箇月以上を豫納する者は、一日七厘、六箇月以上は、一日五厘なれば、一月の總收入は、大畧參圓に過ぎざりきとぞ、初め博物局内に書籍館の設あるや、本省の官吏は、さまで此の館に重きを置かず、幕府より引き續がれたる古本類を交付したるを、厄介拂のやうに思ひ、博物局のかたにても、博物館の觀客多きに引き替へて、書籍館は、創設以來、極めて微々たる有様なれば、博覽會事務局時代に至るまで、淺草文庫に對しては、充分に力を入るべき餘力とてはあらざりき、當時文部省の方針は、米國の學風に傾きて、舊來の文學は高閣に束ねられたる際なれば、此等の古書を物の數ともせて、惜しげもなく引き渡したるものなりしが、後には大に

その有用なることを覺りて、別に圖書館を新築して、古書の聚集に汲々たりき、されば、以前にかりそめる古本と見たるは、貴重の珍書と姿を變へて、集聚の事亦容易の業にあらざりき。

若し不幸にして、當時博物局中に書籍館の創設ならましかば、江戸幕府の交付に係りたる古書類は、或は蠹魚の栖家となり、又洋衡にかゝりて、紙屑買の籠に入り、粉屋の手裏に落ちて、還魂紙の料、袋子の材と化しつらんやも料り知るべからず、幸にして幕府以来の典籍の此の厄難を免れて、書籍館より淺草文庫に傳はりて、讀書社會に未曾有の利便を與へんとしたれども、來り觀るもの閑寂たりしは、以て當時の文運の進歩の程度を卜知するに足らん、

茲に文庫に藏有せる國典漢籍の二類を列載すれば、左の如し、

淺草文庫書目

神書類二百八十五種五百四十一冊

國史類六十一種一千四百六十五冊

雜史類一百六十種一千六百三十九冊

政書類三百七十四種一千三百八十八冊

國典

官職類二百三十六種六百二十九冊  
記錄類四百七十五種三千四百二十八冊  
傳記類一百六十種五百七十二冊  
軍記類三百五種一千九百四十八冊  
系譜類一百十八種九百五十七冊

武家類二百九種一千一百三十二冊

天文類六十三種一百四十四冊

地理類三百八十二種一千五百二十四冊

算法類四十三種九十二冊

儒家類八百八十六種三千八十九冊

農業類七十七種一百七十三冊

工藝類一百七十五種五百六十三冊

音樂類一百七十種五百三十九冊

兵法類三百八十九種一千三百四十二冊

物產類一百十六種三百九十一冊

器財類六十九種一百六十八冊

物語類九十八種五百九十八冊

醫書類一百二十一種四十六冊

釋家類五百二十種一千八十六冊

和歌類八百二十四種二千二百五冊

詩文類七百六十七種二千七百七十二冊

史部

雜史類七十九種五百十九冊

詔令奏議類二十二種三百五十二冊

傳記類一百二十九種一千三十五冊

史鈔類五十四種九百四十八冊

載紀類二十八種一百八十八冊

時令類十種六十六冊

地理類一百七十七種二千五百八冊

職官類二十九種一百五十六冊

政書類九十七種一千五百三十一冊

目錄類四十八種四百六十四冊

史評類三十五種二百二冊

子部

儒家類一百九十九種八百八十六冊

兵家類六十六種三百九十四冊

法家類二十二種九十五冊

術數類五十二種二百四十四冊

藝術類七十種三百四十一冊

譜錄類五十三種三百二十三冊

雜家類三百五十九種二千五百十二冊

叢書類六十種二千九百六十八冊  
類書類一百九十二種三千四百五十六冊  
小說類一百八十八種一千二百五冊  
釋家類一百十三種六百六十二冊  
道家類七十一種二百六十六冊

集部

別集類一千二百一種八千三百九十六冊

總集類五百八十七種六千七百七十五冊

文史類九十一種五百十二冊

字書類二百種六百五十八冊  
隨筆類四百十三種一千六百五十四冊  
雜書類八十八種二百十三冊  
外國類一百二十八種七百四十三冊

漢籍

易經部

易類八十種五百十一冊

書類四十八種二百九十八冊

詩類六十一種四百六十四冊

禮類九十二種一千六十一冊

樂類八種七十三冊

春秋類一百五種八百五十八冊

總經類四十六種一千七百八十三冊

孝經類十四種二十一冊

四書類一百四十八種一千四百十四冊

小學類一百四十九種一千四冊

正史類二十一種一千一百五冊

編年類八十一種二千七十九冊

紀事本末類十四種四百三十一冊

別史類三十四種八百三十三冊

御内裏掲げて金を貯めは昌平費路  
の時に七年とゆて済安前より來まつた  
後して金を貯めることあると、金を貯めへて御内  
で上京しの叶年間本す掲げ入る、左手す中  
の角へ昌平費路古に移候す掲げ回む  
を聞候て、先ちの御内を貯めへてと  
えども誤あらぬ御内と、元へてす併しのえど  
とくに七年改て済坤文庫す掲げ  
上空す御内を貯めへて、御内を貯めへて  
ひとすか、余う昌平費路、志をく仕きし  
事業をもじり御内ス属せすとほまくお

御内裏掲げて金を貯めは昌平費路  
の年に七年とゆて済安前より來まつた  
後して金を貯めることあると、金を貯めへて御内

の角へ昌平費路古に移候す掲げ回む  
を聞候て、先ちの御内を貯めへてと  
えども誤あらぬ御内と、元へてす併しのえど  
とくに七年改て済坤文庫す掲げ  
上空す御内を貯めへて、御内を貯めへて  
ひとすか、余う昌平費路、志をく仕きし  
事業をもじり御内ス属せすとほまくお

御内裏掲げて金を貯めは昌平費路  
の年に七年とゆて済安前より來まつた  
後して金を貯めることあると、金を貯めへて御内

の角へ昌平費路古に移候す掲げ回む  
を聞候て、先ちの御内を貯めへてと  
えども誤あらぬ御内と、元へてす併しのえど  
とくに七年改て済坤文庫す掲げ

猪毛ひざひやの役計 う十一億三千五百萬枚、其  
半を金銀四百六億七千萬枚 カミ仕うめの  
四億三千五百萬枚とあつて、これをチト自ら  
おもて保てばよしといふのである。つまに次へ  
はほおで二倍五千萬枚と佛と一千萬枚  
白耳義と立たる枚場を四千三万枚、芳西  
そと經年経月と併びひときほめ こうづか  
こんと近年漸やく流行の地とすりへこま  
べとあ。

○経とよきのすまづき、アツカツとよきとすま  
コ傳示すとれい御事もあつ」とよと刊行

ひよのうち、さかと後えじきのあひやをもすとあ  
こすとはと西ひ部すの傳思猪ひあゆとあ  
の猪とよきのめと立たとちりと嫌汚氣へもひ  
まくと、徐りあひゆるととととととととととと  
お載ともあひをうひ、北の甘肅とよきをもす  
あひととととととととととととととととととと  
ひひち。

○河野り議のまえとよきと猪と解散を  
肅と猪と解せば、河野と猪と解せんと彼を  
非難する、極めて考もと方ひうつむとある  
うつむと、議既に既と擅てよきとよきとぬゑ

## 政界たより

河野獨斷の真相が各政黨の間に領解せらるゝと同時にペテンなり惡例なりとの聲は早くも御用議員の口より口に傳へられ、出し抜かれたりとの感情は解散恐怖の情と相混じて二大政黨の間に傳播し、再議説は電氣の如く傳はると共に二大政黨の首領は如何にして此の善後の處分を策すべきやは一昨夜に於ける緊急の問題たりしなり、院議狂く可らず、尊嚴保たざる可らざるは當然の道理なりと雖も感情時として道理を無視す、況んや之に加ふるに解散の聲を以てするに於ておや、况んや兩黨の領袖は與り知らざるにておや、與り知らずして解散を覺悟せしめざる可らず解散を睹して不明に甘んせざる可らず政黨以外の仕事にして政黨之れが犠牲と爲らざる可らず、是れ彼等か苦心せる所なり、然れども問題は河野に在らずして今や議院の面目に在り、彼等は私情を棄て道理に據て勇往するの外一途なきなり、而して兩黨は各々其の領袖會議を開けり、大隈曰く院議重せざる可らず、大石曰く面目保たざる可らず、犬養曰く道理狂ぐ可らず、箕浦曰く然り武富曰く然りと進歩黨は此

### の如くして再議説を否決せり

政友會は委員會を開けり、元田先づ再議の已むなきを唱へ大岡之を賛す、松田之を駁して曰く院議を翻すは議院自ら侮るなりと、原曰く神聖保たざる可らず、長谷場曰く男性あるのみと、即ち決を總裁に乞ふ、西園寺聲を厲ふして曰く再議斷して不可なりと議即ち決す

此の如くして昨朝の代議士總會は各々其本部に開かれ進歩黨は院議を以て再議説を排するに一決し政友會も亦た同一の決議をなし兩黨の代議士は駆け合ひ車を馳て場に登り議場は今や再議説の一點に蒙て民吏二軍の大決戦を爲すべく覺悟せられたり

既にして風説は傳はれり、曰く林有造の一派河野除名説を出すべしと、又曰く島田、田口の一派河野懲罰説を出べしと、既にして又た曰く政友會は先づ河野不信任案を提出すと、此に於て進歩黨は愕然として色を失せり、皆な曰く民軍の足許はより亂れんと院内總理鳩山馳せて松田原を訪ひ質すに實否を以てす、歸來報じて曰く時機既に後ると

進歩黨が驚きしと同時に更に驚きたるものは尾

内閣のわざうつし國民の徳と具体的である。とすると権力を手に取るの手筋も出て来るのかとあさまへ、唯この意図をもよもよして直ちに解散の道をあたえられた。アツトヨの扱ひある、矢張り御風呂の生糸とてまた地の徳ひどいのを、えどもあますば傍そ終るわひあく。ま、解散の爲ても憾もとまらず、ひかる、河内ともちよ。着こなす多々又誰もとうらしくありとあれ徹て、人の良き手筋難むるをひ況よ御本と傍そてそつぞそ、元角をりゆ風や、ぬるべてせんの様をそそ金うち寧ろじと得すと身しのれやの歎を

崎一派の同志研究會なり、彼等は飽くまで河野を擁護せざる可らざる責務を有するもの、故に河野不信任の議を聞くや皆な曰く先づ機先を制するに如かず、機先を制するは休會に如かずと而して其の理由を述べて曰く、奉答文既に院議を経て議長未だ入奏せず、義宜しく奏請の後を待たざる可らず故に議院は自ら休會を議決すべしと、議僅かに決して未だ交渉せず、私かに旨を河野に通せしむ

既にして松田、原の二人は政友會を代表して來り進歩黨は鳩山、大石をして之れに應接せしむ松田曰く河野の不信任説は我黨の黨議なり希くば貴黨之に賛せよと、大石曰く既に一たび議長の草案を議決して如今之れが信任を疑ふあらば是れ議員自ら信せざるにあらずやと、原曰く院議固より重んぜざる可らずと雖も河野又た失態なきにあらずと、大石曰く失態の事又た追ふ可らず如今若し議長を不信任なりとすれば我等議員先づ總辭職せざる可らず、松田曰く我黨議既に決す又た動かす可らず、大石曰く我黨斷じて之を贊する能はず、原曰く幸に再議反対の大目に一致す小事又た已ひ可らざる乎、大石曰く既に大局に一致す小事顧みるに足らざるが如しと

雖も義枉く可らず敗と雖も戰はん、松田曰く小事を以て大事を破るなくんば幸なり、大石曰く議論を闘はすすして探決せんのみ、四人皆な曰く可なりと、別を告げんとして解散の詔勅下る四人相顧みて莞爾たり  
議院の暗潮は此の如く急なりしなり、故に若し河野不信任案一たび議場に現れん乎、同志會と休會を叫ぶべく、政友會は進歩黨と戦ふべく、而して新政黨、帝國黨其他中立無所屬は政友會と相呼應して河野に復讐すべく、河野不信の議一たび決せば彈劾の上奏爲に光輝を失ふべく、醜状暴露紛糾混亂すべく、更黨の策士勢に乘じて再議説を唱ふれば其勝敗の數未だ知る可らずるものありしなり、然るに政府は其の情偽に通せず、進歩、政友の二黨が午前の代議士會に再議反対の議を決するを聞くや倉皇として解散の奏請を爲せしは術策に富める内閣としては其技倆の拙なるを憫まずんばあらず、兩黨の領袖皆な曰く僅に血路を得たりと、又た以て彼等が苦境を察すべかりしにあらずや  
誰か言ふ河野断なしと、河野の一斷以て國民の言はんと欲する處を言ひ、政黨の爲さんと欲する處を爲す「内政は彌縫を事とし、外交は機宜を

失す」千言萬言只だ是のみ、政黨之を以て國民を率む、國民之を以て政府を督すれば邦家の事稍々見るに足らん、河野の四邊を問ふを休めよ天籟の動機を問ふを休めよ、河野以前河野なく河野以後河野ある可らず、河野死すべし死す可らず、嗚呼河野死すべし死す可らず。

多幸多幸あらうござる  
元治をう生し抜け  
銀髮を浴び大切  
一後の孫に援を各  
堂流の現時やあるの猶猶なれども至るの  
本筋聞ても兩筋も見えて幸い、政府も  
そゝもの御ある余裕も御あるを因  
すまのあらとうつも多々ぬめしゆの一喰  
資さんもす（以下二年十二月廿日解説解  
説の文章をもす）  
○手書きの筆跡の意味をもとの抄へ抜

けえ決済しゆう御言を河をの御言えうゆ、  
黒幕をうそを彼をうそをあざめう、  
河をと自らのまふ論うとくとく、か言  
本多は物を及わさんことを雪うん直  
ちよ院宣傳を为しりと、顧の宣傳  
木主の御神、此うそとせりうる  
のうそと教を交えんせんとも河をうる  
主を思ふ、或も河を居の行脚秋  
山無人室輪外ニシテ主事四ホテんまら  
たとき此の御承とああもと、而てその  
説の是れも確くうそと云ふ、忽ち

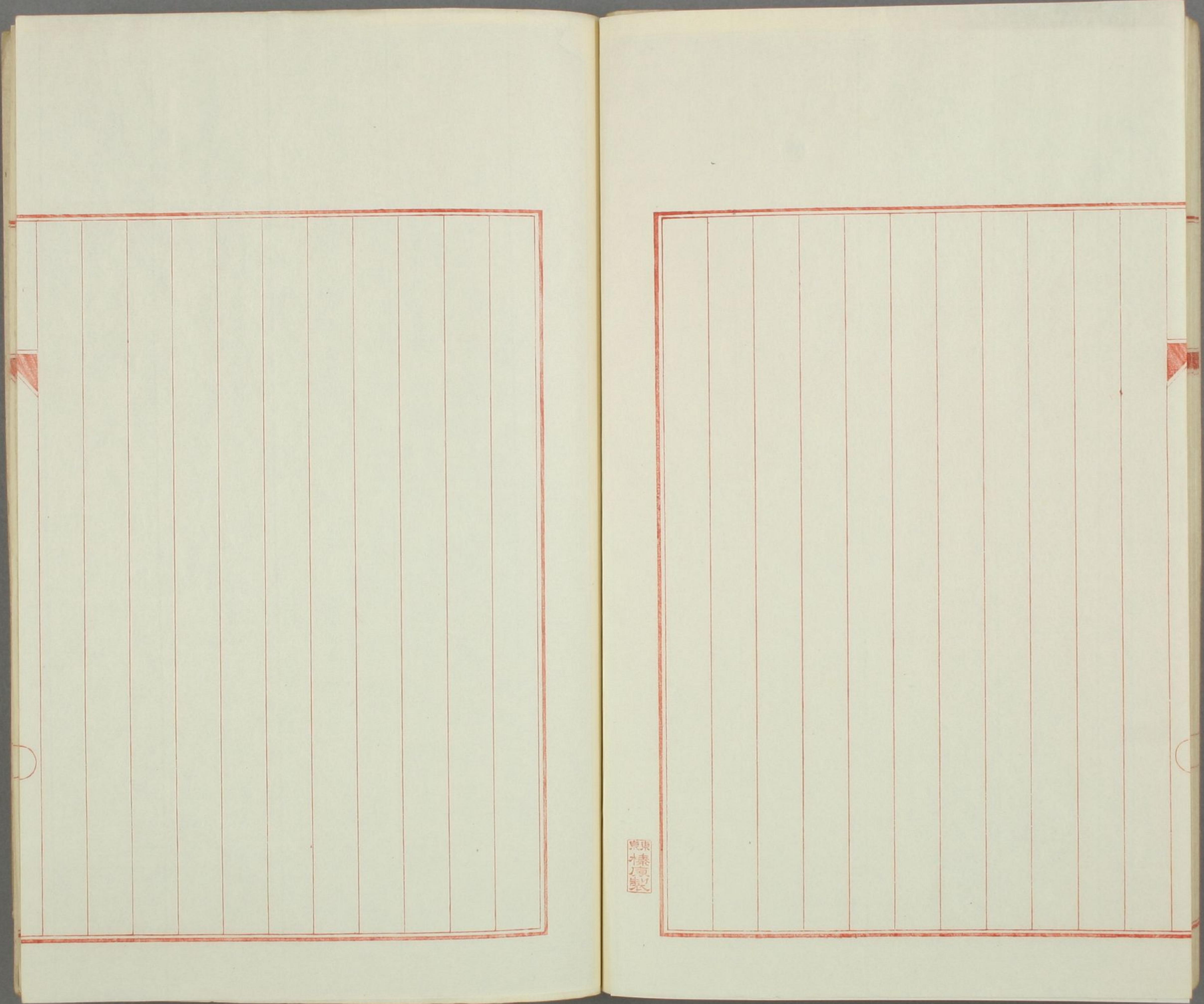
て御文を聽くと涙ぐも、曰く秋山宣主此  
の事を書してなし、又河をとせりああと宣  
行たしもとくの御主の事とわんまいかめ  
秋の出来事を出すや居めもあくもあくと互  
うとすとうへさうし河をと自らの御  
躊躇うと秋山うと、一步勧請。御主と  
進と進と進と進と進と進と進と進と進と  
を可とくに進と進と進と進と進と進と進と  
但し河をとてせりねてとまく一ちよ  
三ももむ秋山と御細の御もむ注意  
一ひき御ち吾聞後の油をとる。

さるをかくらむよきとひに従ふてまわせ曰  
く幸よ湯宿のゆゑとまくはゆると  
ゆるすよきや衰し又の客えどもともち  
御祖よきよくや否か或を識ちよあしり  
仕よせん奉行もあらんもくにせおのと  
ましらほれよ御室し御角をえら決ひの  
上部り割を済すとよりとよりとよりと  
一と高めよせの御うなづひのことく  
先ひてあ秋と直すよ伊豆候とばよ  
ひあくつて江原を報えちり修之保と持  
山縣町を訪ねて帝國お元に在り

也北の報を以てか假の長夜を一方を  
物をもいたず寛へや遣椅子を離れて  
小躍りとよよよつて候と況む客の  
關係をあきらげ、その事なしを每長夜  
う秋山くわくわくまくとえら口  
留をあくと金すり詠りしるせ十月  
十九日あす

○今夜も早朝のうの明るく志をもとと  
よどき能のあくちつひが、此獨りも一六  
の書いに冠城北樓にて詠す大扇歌う  
揚げてゐる、ふ々ぞうげんとも、み丈

あらゆる言ふ事はあつてもおまかにけりまう  
つらう秋涛うせやうあるもうあらう已  
もうとえりひだのこゑをけりしてより  
其うれい勘みる来どろしと達のまわ  
一王後例して、こうと自分の名を古様  
セシル町の小前や路の往むじのとけり  
がりのくらゆ霞(佑ゆ)とけりどり又天  
洋(どうりく佑ゆの天)とけりどりする  
と曰ふすよ活ひ哉の下せのえをあす  
れとぞアスル



○傳尼孽海とカ書ふと訖すちよアとも今  
耳まく書さんひつまひスミテマスヤークレ。うづ  
きテニシテ相馬五郎のゆをすも傳説をす。至る  
名中川徳宣のゆえに蜀人白帝子也。トテ  
北斎。唐伯虎。趙繩。北斎。二千四百九  
傳を取り。即ち墨戲、柳樹寺也。寶塗  
寺也。即ち所多磨。辨義。名之爲海剛。宝塗  
其代。十行。一千字。七十枚。北斎。也。也。  
其前。門。墨戲。御武成の后。も。也。也。  
以降。牛の絵。猿。モ載す。傳説。も。も。も。も。  
も。も。も。も。も。も。も。も。も。も。も。も。も。

ビ全の命をも。後すまも。も。も。も。も。ヤも。も  
ス。旅。也。サ。命。の。ち。も。れ。し。殺。も。あ。も。ス。が。ハ  
て。こ。も。も。と。も。く。も。要。す。も。傳。尼。門。也。主。也。  
也。轉。城。セ。し。よ。も。特。も。舞。室。の。サ。絶。モ。ル  
ア。リ。も。す。か。今。も。經。命。の。一。毛。道。も。も  
試。も。揚。く。也。も。も。也。者。の。一。改。モ。如。く。と

望海寺僧

至正間有傳某者、娶歸應氏、止生一女、年十五歲、雖非國色傾城、而一枚嫩萼柔葩、不許蜂狂蝶戀、有望海寺僧某、日事征咒、往來其家、傳不之禁、應遂為僧所誘私通、之相得甚歡、傳故邑援也、以歷事赴京、僧乃朝夕往來、略不忌憚、庶及虞女之見察也、欲僧併汚之以塞口、女未識人道、每窺母與僧淫、則唾賤不已、卒無機會可乘、一日僧引應計、醉女而強掠之事必有濟、乃設酒饌於應房中、匿僧在帷幕、呼女飲食、女不料母之縕已也、

莫忘入神

掩三诗也  
○口口口段  
口不成人  
却也有趣  
真足矣

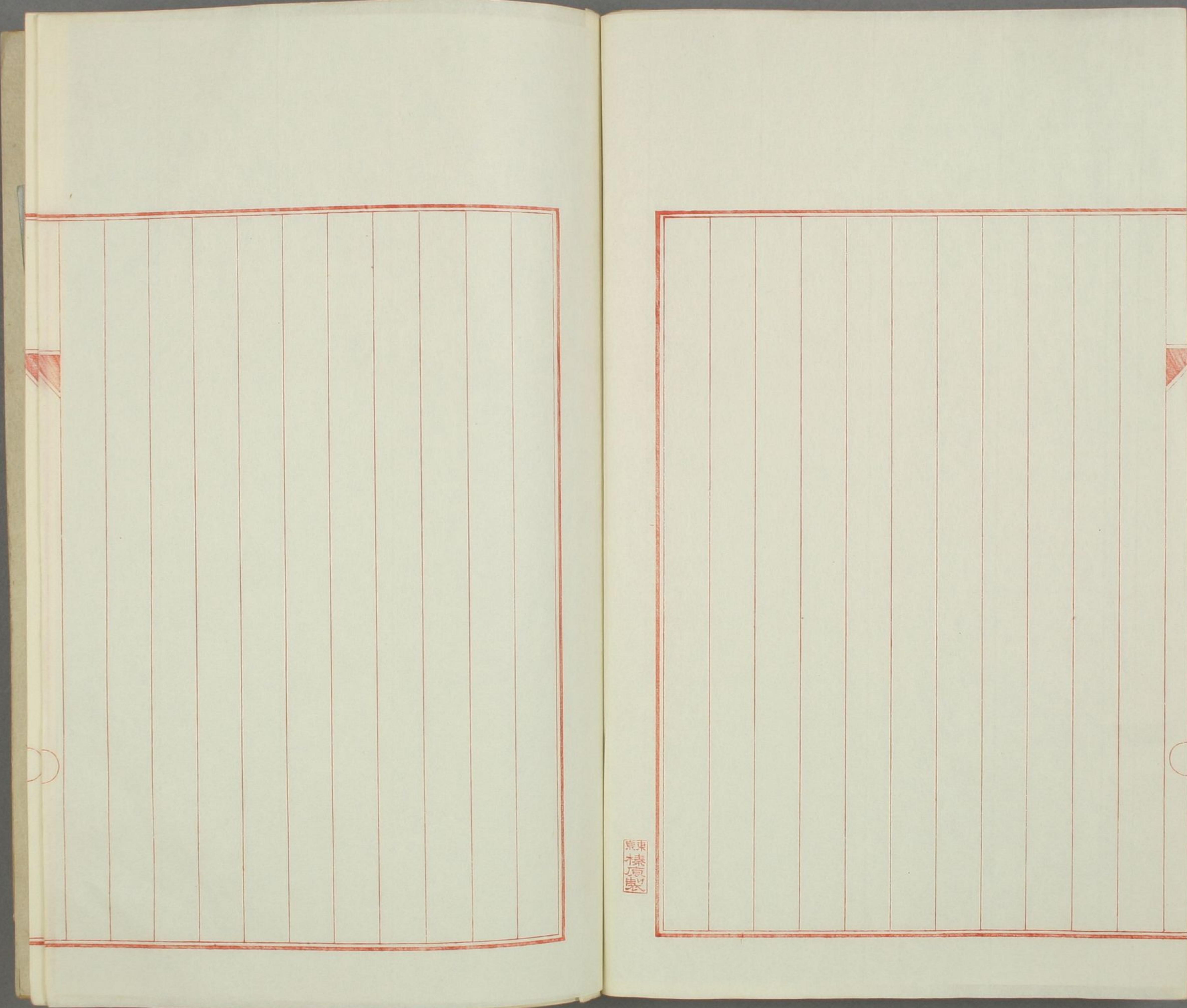
果沉醉鳥、星眼七斜、花容微頰、真若仙姬。  
姐歌瓊臺、玉女偃瑤基、其醉態之妙、有  
難以言語形容者。僧偶而笑至、愈覓動情、  
乃輕輕為女脫解上下衣服、提起兩股毛之女  
鷺欲起、無奈身未條條、而蝶已至花前矣。  
急以一手推僧、一手掩其牝口、呼應求救、應  
乃握僧肉具、付女手曰、汝不知北指之夾人甚也。  
今日假粧模樣、他日偏汝向前、女曰、此豈人母  
之所為耶、強掙叫喊、不肯從僧、妄忙掩其  
口、鉗之其手、令僧脫脚帶、執其足于椅  
上、女花苞笑露、而足不能伸縮、只得任僧

東棟齋

所為、涕泣顴下、僧金鎗漫試、血漬廿指提、玉  
塵微投、卅流法身、應在傍難看、自覓不安、  
便捧僧就已抽洩、以緩僧肉、僧肉稍緩、又  
推僧就女、欲僧畢事于女也、女當斯時二  
生九死、痛苦難支、咬齒搖頭、嬌啼完轉、誠  
然足惜、姿未懶、風和雨、一旦摧殘、寘可傷  
也、須臾女起、整衣理髮、無限羞恥、僧以溫言慰  
之、終危一言而逝、自此以後、二人共寢、其枕邊恩愛  
愈矣、一日僧亡其後、徒年方有孕、陽乃偉岸、  
女亡之日、悲心招、相會于曲室、曰今日不得子、或為  
何物乎  
得此受用  
江娘取其薦  
薦說別樣替  
不得禁個禁  
不到肯替  
女兒  
好摸樣  
描芳與尽

髡誤一生、薦其材具于母、蓋報母苦言也、母果受之、情好更篤、憎懷其徒之奪已愛、值傳回、敗貞事于傳、傳俱驗得实、捷喜沉女杜絕往來、而傳俱葬死。

母女之間報恩甚速、大奇。



以下全て  
白紙

上  
流  
起  
年  
月  
丁巳  
歲  
己未  
年  
十一月  
廿二日